

移転価格上の税務コンプライアンスの 維持・向上に向けた取組

新生会計事務所では、一般的な税理士業務を基本としつつ、移転価格コンサルティング及びグローバルタックスマネジメントコンサルティングを専門としています。APA(日中)・移転価格文書の作成・移転価格ポリシーの構築・グローバルコアドキュメンテーションの作成等の幅広い移転価格コンサルティングを経験しております。また、海外展開している日系企業に対して、移転価格及び国際税務の知識を活用しグローバルタックスマネジメントコンサルティングのサービスも提供しています。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、新生会計事務所の担当者にお問い合わせください。

4月24日(火)、国際税務研究会において、国税庁調査査察部調査課長の伏見俊行氏を講師として、「移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組」と題したセミナーが開催されましたので、今月のニュースレターで概要を報告させていただきます。

新生会計事務所
〒160-0023
東京都西新宿8丁目19番13号
エスコート西新宿1001
電話：03-6749-1861

税理士業務
<http://www.shin-sei.biz>
移転価格コンサルティング
<http://www.itenkakaku.com>
グローバルタックスマネジメントコンサルティング
<http://www.global-tax-management.com>

1. セミナーの構成

国税庁では、移転価格に関する問題の発生を防止するため、企業と税務当局が協力して、企業の自発的かつ適正な対応を促進する取組を進めているところです。

当日は、配布資料を基に以下のような構成で説明が行われました。

1. 税務に関する国際的な動向(各国税務当局の関心事項):税務当局の使命、我が国が取り組んでいる施策
2. 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組:大企業の税務コンプライアンスの維持・向上の重要性、国税当局における取組、今後の方向性
3. 移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組:背景と問題意識、移転価格上の問題の発生を防止するため企業に期待する主なポイント、移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上のための国税当局の取組

また、添付のチェックシートも資料として配布され、税務当局が積極的に取組んでいく方針が伺えます。

2. セミナーの主なポイント

移転価格に関する問題の発生を防止するため、企業と税務当局が協力して、企業の自発的かつ適切な対応を促進する具体的な方向性として、以下の6つのポイントが提示されました。

ポイントの背景等について、矢印以下にコメントさせていただきました。

1. 申告納税制度の下では、移転価格についても企業が自ら独立企業間価格を算定し、これに基づき適正な申告を行うことが求められている。
→ 移転価格の適正な管理は、納税者の責任において行うべき
2. 移転価格は大きなリスクとコストを伴うため、より一層の企業の自発的かつ適正な対応が求められる
→ 税務当局にとっても移転価格課税は、敗訴のリスクが大きい。また、APAの増加による税務当局の対応コストは、各国と比較しても過大なものとなっている
3. 国際的な動向として、移転価格を含む税務コンプライアンスの向上の重要性が指摘されている
→ 先進国と新興国・発展途上国との間の課税権の争いが激しくなっている
4. 諸外国では、移転価格の執行体制の整備が進んでおり、移転価格課税(二重課税)の増加及びそれに伴う相互協議の増加が見込まれる。そのため、二重課税の未然防止について対応等を検討する必要性が高まっている
→ 特に新興国では、積極的に外資系企業に対して移転価格課税は行われるものの、その後の相互協議・APAは進展しないケースが多く、結果として二重課税が排除されない状態になっている
5. 現在、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を進めており、移転価格への対応もその取組の一環として位置づけ得る
→ オリンパス・大王製紙の問題を背景としたコーポレートガバナンスの強化の流れを踏まえ、執行もそれに沿う形で改める
6. また、平成22年度税制改正において、「価格算定文書の範囲の明確化」がなされ、価格算定文書の作成のための環境が整備されている
→ 税制改正による、移転価格文書の義務化ではなく、執行の転換により、実質的な移転価格文書の義務化を狙う

3. 予想される移転価格の今後の執行方針

上記のセミナーのポイントから予想される移転価格の今後の執行方針は、以下のとおりであると考えられます。

- 大規模法人(国税局管轄法人)
 - ① イギリスを参考とする、頻繁な文書交換による納税者とのコミュニケーションの強化
 - ② 多くの調査官が上記①に従事するため、結果として移転価格調査が減少
 - ③ マネジメントに働きかけ、移転価格ポリシーを策定・順守させる
 - ④ 相互協議・APAが発生しないように企業に働きかける

- 中小法人(税務署管轄法人)
 - ① 中国を参考とする、移転価格文書化の推進
 - ② 移転価格文書に基づいた移転価格調査が増加
 - ③ 移転価格文書を作成させることにより、移転価格課税リスクを認識させる
 - ④ 企業のコスト面から相互協議・APA・訴訟が発生しにくい小規模案件に積極的に取り組む